

専門・認定看護師等登録・活用システム運用規程

（目的）

第1条 この規程は、岐阜県下の看護の質向上を促進するための専門・認定看護師等登録・活用システムの運用について定めることを目的とする。

（専門・認定看護師、認定看護管理者の定義）

第2条 専門・認定看護師とは、公益社団法人日本看護協会が認定する専門看護師・認定看護師、認定看護管理者のことをいう。

（登録・活用システム）

第3条 登録・活用システムとは、公益社団法人岐阜県看護協会が、（以下「本協会」という）専門・認定看護師、認定看護管理者の活用に必要な事項について定め情報公開することにより、活動のできる者（専門・認定看護師、認定看護管理者）と活用を希望する者（病院・施設等）（以下「希望施設」という）が地域の連携を図り、岐阜県下の看護の質向上を促進するためのシステムをいう。

（登録）

第4条 専門・認定看護師等 登録・活用システムへの登録を希望する者は、所属施設看護職代表者（看護管理者）の了承を得て、専門・認定看護師等 登録・活用システム登録申請書（様式1）に必要な事項を記入し、本協会に提出する。

ただし、所属施設のない、個人での登録を希望する者は、本協会との個別対応とする。

2 登録事項は、氏名、専門・認定分野名、認定取得年、所属施設、施設の連絡先、得意なこと（自己アピール）、派遣可能な地域とする。

ただし、認定取得年はホームページへ掲載しない。

（登録の更新・変更・削除）

第5条 専門・認定看護師等 登録・活用システムの登録を変更する場合は、専門・認定看護師等 登録・活用システム登録変更・中止申請書（様式2）の氏名と変更項目、変更理由を記入し、本協会に提出する。

2 研修講師等の実績・自己アピール欄は、必要時に追加・修正する。

3 専門・認定看護師等 登録・活用システムの登録を中止する場合は、専門・認定看護師等 登録・活用システム 登録変更・中止申請書（様式2）の氏名と連絡先、中止理由を記入し、本協会に提出する。

4 専門・認定看護師等登録・活用システムの登録を更新する場合は、前年と同じ内容で、継続登録する（申請書は不要）

(新規登録・更新・登録変更・中止の確認手続き)

第6条 本協会は、毎年2月、所属施設の看護職代表者（看護管理者）を通して専門・認定看護師等 登録・活用システムの登録の意思確認を行う。

2 所属施設の看護職代表者（看護管理者）は、自施設の専門・認定看護師等 登録活用システムの登録について取りまとめ、専門・認定看護師等登録者一覧（別紙1）に必要事項を記入し、専門・認定看護師等 登録・活用システム登録申請書（様式1）、専門・認定看護師等 登録・活用システム 登録変更・中止申請書（様式2）とともに本協会へ2月末までに提出する。

(登録事項の取り扱い)

第7条 登録事項は、本協会のホームページにより公開する。登録内容の更新、新規の専門・認定看護師の登録については当該年度内に行う。

2 登録中止の場合は、ホームページの公開を削除する。

(講師派遣の依頼手続き)

第8条 希望施設は、ホームページを参照し、直接電話相談にて講師を依頼・交渉する。

2 希望施設は、訪問回数・研修日時・内容等を講師と相談の上決定する。

3 希望施設は、派遣講師の決定後、本協会へ専門・認定看護師等派遣依頼申請書(様式3)を提出する。

4 希望施設は、講師が所属する施設へ公文書を送付し、講師の依頼手続きを行う。

(謝金および交通費)

第9条 希望施設は、講師が所属する施設の規程に従い謝金および交通費を支払う。

(評価)

第10条 本協会は、専門・認定看護師等登録・活用システムの登録、活用状況进行评估し、随時改善を図ることとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し、必要な事項は別途定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

令和6年度より岐阜県委託事業でなくなるため、令和6年4月1日から改定施行する

附 則

この規程の一部改正は、令和7年5月1日から施行する。